

深谷市手数料条例改2025.4.1施行

※深谷市は限定行政庁のため、以下の物件が対象です。

木造：2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下（法6条1項1号に該当する特殊建築物を除く）

非木造：平屋かつ延べ面積200㎡以下

完了検査手数料		
区分	床面積の合計	金額（円）
建築物に関する 完了検査手数料 敷地単位 (複数棟は床面積を合算して手数料を算出)	～ 30㎡以内	15,000
	30㎡超え ～ 100㎡以下	24,000
	100㎡超え ～ 200㎡以下	34,000
	200㎡超え ～ 300㎡以下	37,000
	300㎡超え ～ 500㎡以下	42,000
	500㎡超え ～ 1,000㎡以下	59,000
	1,000㎡超え ～ 2,000㎡以下	82,000
	2,000㎡超え ～ 10,000㎡以下	208,000
	10,000㎡超え ～ 50,000㎡以下	331,000
	50,000㎡超え ～	666,000
完了検査にて省エネ基準の適合状況を 確認する場合の加算 建築物単位 (複数棟は1棟ごとの床面積から手数料を算出。 算出した手数料を合算する。)	～ 30㎡以内	3,000
	30㎡超え ～ 100㎡以下	5,000
	100㎡超え ～ 200㎡以下	6,000
	200㎡超え ～ 300㎡以下	7,000